

(様式第5号) (第13条関係)

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月16日

須坂警察署長 齊藤晃一

記

1 入札の目的 建設工事の請負契約

2 工事(業務)名 須坂警察署横町中央交番LED化工事

3 工事(業務)箇所名 須坂市大字須坂字横町357番地10

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という)第120条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。

ア 電気工事(業務)について入札参加資格を付与されていること。

イ 資格総合点数が815点以下であること。

ウ 長野地域振興局管内に、本店(又は営業所)を有する者であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 有効な経営事項審査を有している者であること。

キ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

5 工事(業務)完成期限

工事開始日(契約日の翌日)から約180日間(2026年8月31日まで)繰越明許費設定済

6 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で前金払をします。

7 部分払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を 2026 年 2 月 16 日から 2026 年 2 月 25 日まで次の場所において縦覧に供します。

須坂市大字須坂 1725 番地 1

須坂警察署会計課

電話 026（246）0110 内線 230

9 現 場 説 明 日 時

実施しません。現地調査を希望する場合には、事前に須坂警察署会計課に連絡をしてください。

10 入 札 の 手 続 等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 2026 年 3 月 3 日（火）午前 11 時 00 分

イ 場所 須坂警察署 大会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、2026 年 2 月 25 日午後 5 時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

11 入 札 保 証 金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを認めることができます。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。
- (2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、認めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

12 入 札 の 無 効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

13 債務負担行為 無

14 契約書作成の要否 必要とします。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

16 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12 付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和 7 年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。（工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません）

なお、必要な内容の記載がない場合は、12(7)の取扱いとし「入札書の無効」となりますので、ご留意ください。

17 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面／対面によるヒヤリング

イ その他：書面の様式やヒヤリング日時等については別途連絡します。書面の提出を行わない場合やヒヤリングに応じないなど、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。